



平成 22 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社パイロットコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 渡辺 広基  
(コード番号 7846 東証・大証 第1部)  
問合せ先 上席執行役員総務部長 浅羽 弘  
(TEL 03-3538-3750)

### 「従業員持株 E S O P 信託」の導入に関するお知らせ

当社は、平成22年11月26日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与と福利厚生の拡充を目的として、「従業員持株 E S O P 信託」（以下「E S O P 信託」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. E S O P 信託導入の目的

当社は、中長期的な企業価値向上に対し、当社グループ従業員にインセンティブを付与することにより、労働意欲の向上を促すとともに、福利厚生の拡充と従業員持株会の活性化を図ることを目的とし、E S O P 信託を導入することといたしました。

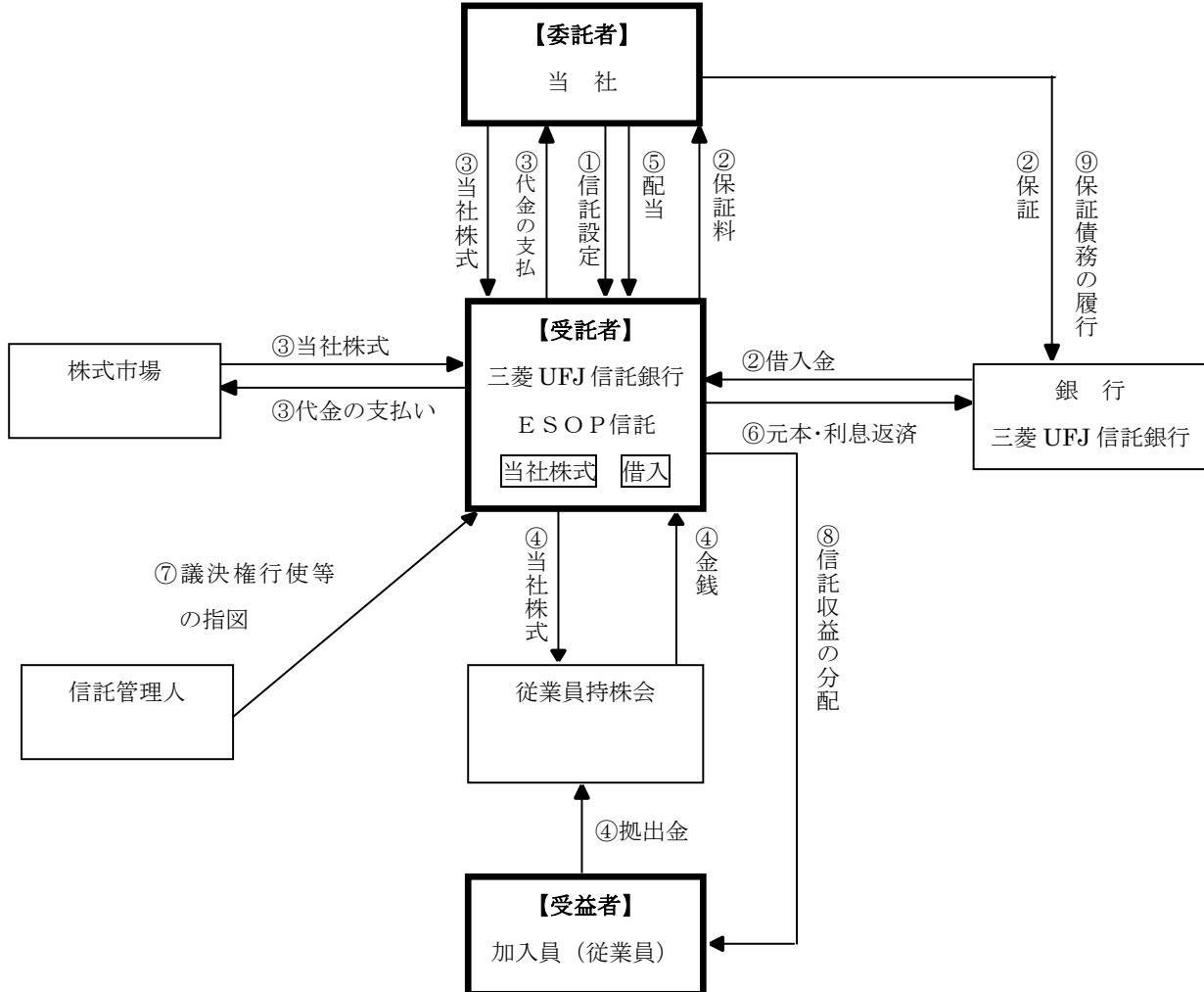
#### 2. E S O P 信託の概要

E S O P 信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が「パイロットグループ従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時において株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

本件導入決議と同時に、現在当社が保有する自己株式2,602株（平成22年6月30日）全株（約346百万円相当）をE S O P 信託に対して処分することを決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 3. E S O P 信託の仕組み



- ①当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P信託を設定します。
- ②E S O P信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社がE S O P信託の借入について保証を行います。
- ③E S O P信託は上記②の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に当社及び株式市場から取得します。
- ④E S O P信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に抛出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡します。
- ⑤E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑥E S O P信託は当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済します。
- ⑦信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利行使します。
- ⑧信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には換価処分の上、受益者に対して信託期間内の抛出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。
- ⑨信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済します。

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、残余財産を委託者に返還することによって、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
②信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社グループ従業員に対する福利厚生制度の拡充
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
⑤受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	平成 22 年 12 月 15 日
⑧信託の期間	平成 22 年 12 月 15 日～平成 28 年 4 月 20 日
⑨議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑩取得株式の種類	当社普通株式
⑪取得株式の総額	5 億 8 千万円
⑫株式の取得期間	平成 22 年 12 月 20 日～平成 23 年 4 月 20 日
⑬株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当及び取引所市場より取得

以上